

平成 30 年第 3 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 2 時

2 閉会日時

平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 2 時 48 分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5 階 大研修室

4 出席者

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 教 育 長 | 成 田 一 二 三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則 |
| (3) 委 員 | 石 澤 千 鶴 子 |
| (4) 委 員 | 斎 藤 誠 子 |
| (5) 委 員 | 池 田 享 誉 |
| (6) 委 員 | 大 嶋 憲 通 |

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 教 育 部 長 | 横 山 克 広 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 工 藤 裕 司 |
| (3) 浪岡教育事務所長 | 山 内 秀 範 |
| (4) 参事総務課長事務取扱 | 佐々木 淳 |
| (5) 参事市民図書館長取扱 | 若佐谷 昭 人 |
| (6) 参事学校給食課長事務取扱 | 佐々木 祐 子 |
| (7) 社 会 教 育 課 長 | 奥 崎 和 彦 |
| (8) 文化スポーツ振興課長 | 木 村 久 美 子 |
| (9) 中央市民センター館長 | 杉 山 潔 |
| (10) 文 化 財 課 長 | 渡 邊 薫 |
| (11) 学 務 課 長 | 高 橋 光 夫 |
| (12) 指 導 課 長 | 石 岡 篤 実 |
| (13) 浪岡教育事務所教育課長 | 伊 藤 慶 尚 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案（議案第 20 号は非公開）

議案第 8 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について（教育委員会事務局総務課）

議案第 9 号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
（教育委員会事務局総務課）

議案第 10 号 青森市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則の制定について（教育委員会事務局総務課）

議案第 11 号 青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
（中央市民センター）

- 議案第 12 号 青森市中央市民センター処務規則の一部を改正する規則の制定について
(中央市民センター)
- 議案第 13 号 青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について (指導課)
- 議案第 14 号 青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の制定
について (教育課)
- 議案第 15 号 青森市中世の館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(教育課)
- 議案第 16 号 青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の
制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 17 号 青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定に
ついて (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 18 号 青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正
する規程の制定について (指導課)
- 議案第 19 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 20 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (学務課)

(2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
- ②第三セクターの経営評価等について (文化スポーツ振興課)
- ③青森市民ホールネーミングライツについて (文化スポーツ振興課)
- ④青森市沖館市民センターの優良公民館表彰受賞について (中央市民センター)
- ⑤青森市就学援助制度の改正について (学務課)
- ⑥いじめ防止等対策について (指導課)

7 会議録署名委員

- (1) 石 澤 千鶴子
- (2) 斎 藤 誠 子

8 会議の概要

午後 2 時に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 20 号は人事に関する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開の会議とし、議案第 8 号から議案第 19 号まで計 12 件の審議及び報告事項並びにその他が終了した後に審議することとした。

次に、議案第 8 号から議案第 19 号まで計 12 件を審議し、原案のとおり決定、及び承認し、6 件の事案を報告した。

その後、非公開の会議とした議案第 20 号を審議し、原案のとおり承認し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 8 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第8号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1、新旧対照表の附属資料2及び附属資料3を議案とあわせてごらんください。

本規則は、組織・機構の見直しに伴い、教育委員会事務局のスポーツに関する部分を市長部局へ移管するため、また、油川市民センターの指定管理者制度導入に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育委員会事務局のスポーツに関する部分を市長部局へ移管するため、条文中「文化スポーツ振興課」を削除するとともに、浪岡教育事務所教育課が所管するスポーツに関する部分を削除し、また、文化スポーツ振興課が所管する「芸術文化振興に関する事項」等のスポーツ以外の事務を社会教育課に加え、さらに課の名称を「文化学習活動推進課」に改めるものであります。

また、油川市民センターの指定管理者制度導入に伴い、施設区分の位置づけを「第三種」から削除するとともに、職員の服務等に関する事項について、油川市民センターに勤務する職員に関連する部分を削除するものであります。

施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

なお、この一部改正規則の制定に伴い、教育委員会事務局が所管している青森市スポーツ推進委員の設置に関する規則、青森市浪岡体育館条例施行規則、青森市スポーツ賞表彰規則、青森市体育施設条例施行規則及び青森市森の広場条例施行規則の5つの規則を廃止するとともに、青森市社会教育委員会議規則第5条に規定する庶務担当課の名称を、「教育委員会事務局社会教育課」から「教育委員会事務局文化学習活動推進課」に改めることといたします。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第8号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第8号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第9号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第9号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせて、附属資料1及び附属資料2をごらんいただきたいと思います。

本規則は、青森市油川市民センターの指定管理者制度導入に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、青森市油川市民センターで使用していた公印番号「7の2」

——青森市油川市民センター専用青森市教育委員会教育長印であります——及び「24 の 3」——青森市油川市民センター専用青森市教育委員会教育長職務執行者印の公印を廃止するため、当該項目を削除するものであります。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 9 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 9 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 10 号「青森市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 10 号「青森市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料 1 及び附属資料 2 をごらんください。

本規則は、組織・機構の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、組織・機構の見直しに伴い、部の名称を変更するほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく、教育委員会事務局のスポーツに関する部分の市長部局への移管により、現在、教育委員会事務局文化スポーツ振興課が所管している「スポーツに関する表彰及び青森市教育委員会後援等の名義使用に関する事項」の事務について、市長部局経済部長へ補助執行をさせるものであります。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 10 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 10 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 11 号「青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 11 号「青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料1及び附属資料2をごらんください。

本規則は、青森市油川市民センターの指定管理者制度導入に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、指定管理者による管理運営に移行するため、青森市油川市民センターに置く職員及び職務に関する規定を削除するとともに、関係条文中の「青森市教育委員会又は」及び「市民センターの職員又は」の文言を削除するものであります。

施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第11号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第11号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第12号「青森市中央市民センター処務規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第12号「青森市中央市民センター処務規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料1及び附属資料2をごらんください。

本規則は、青森市が設置する市民センターについて、施設名称の訂正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、青森市市民センター条例に規定する施設名称に基づき、「油川市民センター」を「青森市油川市民センター」に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第12号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第12号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第13号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 13 号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料 1 及び附属資料 2 をごらんください。

本規則の一部改正は、学校教育法施行規則を改正する省令の制定により、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」が「特別の教科である道徳」に改正されることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、規程内「教育課程の編成」及び「学級及び教科等の担任」の条文中、「道徳」を「特別の教科である道徳（道徳科）」に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としております。ただし、中学校に係る規定の施行年月日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 13 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 13 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 14 号「青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 14 号「青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料 1 及び附属資料 2 をごらんください。

学校保健安全法では、学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師——以下「学校医等」と言いますが——を置くものとされており、その身分の取り扱いや配置基準、報酬額など具体的な事項については、各自治体の規則等の定めにより運用されております。

本市におきましては、平成 17 年 4 月の旧青森市と旧浪岡町の合併に際し、当分の間、両地区における学校医等の取り扱いをそれぞれ適用することとし、制度を運用してきたところであります。

このたび、これまで暫定施行規則として、青森地区にのみ適用してきた旧青森市の青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の規定を、浪岡地区にも適用することとして制度を統一することから、新たに、青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則を制定するため、提案するものであります。

本規則は、青森市立学校の学校医等の設置、報酬、職務、その他必要な事項を定めるものでありますが、制定の内容につきましては、旧規則の各条項をそのまま適用し、あわせて関係法令の文言との整合を図るものであります。

また、附則におきまして、1 つに、施行期日を平成 30 年 4 月 1 日とすること、2 つに、旧規則を廃止すること、3 つに、経過措置として、旧規則によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなすことと規定しております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

いたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 14 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 14 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 15 号「青森市中世の館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 15 号「青森市中世の館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料 1 及び附属資料 2 をごらんください。

青森市中世の館——浪岡城跡案内所を含みますけれども、この開館時間につきましては、青森市中世の館条例施行規則により、午前 9 時から午後 10 時——浪岡城跡案内所につきましては午後 4 時——までとなっておりますが、午後 5 時以降の施設の貸館利用の頻度が少ないため、開館時間を午前 9 時から午後 5 時までとする運用を行ってきたところであります。

本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より指定管理者による施設管理運営の期間が更新されますことから、開館時間を実情に応じた取り扱いとするほか、その円滑な運用を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、開館時間を、「午前 9 時から午後 10 時」を「午前 9 時から午後 5 時」に改め、また、教育委員会及び指定管理者が開館時間を変更することができる旨について定めるほか、開館時間の変更や休館日において開館し、もしくは開館日においても休館する場合の事前承認手続や、施設への掲示方法等について、それぞれ定めようとするものであります。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 15 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 15 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 16 号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 16 号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料 1 及び附属資料 2 をごらんください。

本規程は、組織・機構の見直しによる部名の変更により、所要の改正を行うため、また、駅前庁舎への市役所機能の移転に伴い、市民図書館の固有事務に係る専決区分の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、まず、組織・機構の見直しによる部の名称変更により、別表 1 及び別表 4 中の「財務部」を「企画部」に変更するものであります。

次に、市民図書館長に係る勤務地内旅行命令につきまして、これまでは専決権者である教育部長の勤務地が柳川庁舎であったため、事務の効率化の観点から、当該命令の専決区分を館長として取り扱ってきたところではありますが、駅前庁舎への移転に伴い、本来の専決権者である教育部長へと見直しを行うため、別表 2 の市民図書館の固有事務に係る部分を削除するものであります。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 16 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 16 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 17 号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 17 号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料 1 及び附属資料 2 をごらんください。

本規程は、組織・機構の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会事務局のスポーツに関する部分を市長部局へ移管するため、別図「教育委員会エネルギー管理体制」中「文化スポーツ振興課」を削除するとともに、文化スポーツ振興課が所管する「芸術文化振興に関する事項」等のスポーツ以外の事務が社会教育課へ移管され、課の名称が「文化学習活動推進課」と改められることに伴い、別図中、課の名称変更を行うものであります。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 17 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 17 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 18 号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 18 号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

議案とあわせまして、附属資料 1 及び附属資料 2 をごらんください。

本規程は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、小学校、中学校並びに特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」が「特別の教科である道徳」に改正されることに伴い、所要の改正を行うため、また、出張用務に係る学校長への復命の様式について、現状の取り扱いを踏まえた改正を行うため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、1 つには、規程内の様式「教育課程の届出書」及び「教育課程実施報告書」内の文言について、「道徳」を「特別の教科 道徳」に改めるものであります。2 つには、出張用務に係る学校長への復命の様式について、様式内に移動交通手段等の記載を追加するほか、「簡易用」の復命様式を削除するものとなっております。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としております。ただし、青森市立中学校につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 18 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 18 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 19 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 19 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日付の人事異動についてであります。

異動内容は、転出者が 40 人、転入者が 38 人、市内小・中学校への転出が 7 人、市内小・中学校からの転入が 7 人、定年退職及び再任用フルタイム終了が 8 人、教育委員会内の異動者が 44 人となりました。

また、昇任者数は、部長級が 1 人、主幹級が 2 人となり、合わせて 3 人となりました。組織の変更点につきましては、「地域と共に歩むスポーツ」の理念に沿って「スポーツ

王国あおもり」を世界に広げるため、2020 東京オリンピック・パラリンピックを視野に、現在、教育委員会事務局が担当し、文化スポーツ振興課で所管しているスポーツに関する事務——学校における体育に関する事務を除きますけれども、これを経済部に新設される「地域スポーツ課」へ移管することとなりました。また、これにあわせ、文化に関する事務につきましては社会教育課に移管し、課の名称を「文化学習活動推進課」に変更いたします。なお、浪岡教育事務所教育課が所管しているスポーツに関する事務——これも学校における体育に関する事務を除きますけれども——につきましては、浪岡事務所地域づくり振興課に移管することとなります。

この機構改革の内容を踏まえた平成 30 年 4 月 1 日の職員数は、昨年と比較し 9 人減の 266 人となり、増減の主な内訳は、スポーツに関する事務の移管により職員が 8 人減、油川市民センターの指定管理者制度への移行に伴い 3 人減、青森市清掃工場の清掃業務の委託により技能労務職員が 3 人増などとなっております。

これらにつきまして、内示日ぎりぎりまで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○斎藤委員

ただいま御説明していただきましたが、1 年間いろいろな業務に携わった方々は、本当に御苦労されて、業績を残してくださったと感謝いたしたいと思います。

そして、その業務が 4 月 1 日から変わることに関してなんですけれども、特に変わる部署に関しては、今年度中の業務残がなるたけないように、教育部長のほうから、できる限りチェックして、4 月からの新しい部署に負担がかからないように御指導をお願いできたらと思います。

よろしくお願いいたします。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんから御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 19 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 19 号については原案のとおり承認することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 6 件となっております。

それでは、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（平成 30 年 2 月 1 日～2 月 28 日）」をごらんいただきたいと思ひます。

小・中学校の寄附採納につきましては、1 つ目として、青森市立泉川小学校 P T A 様からジェットヒーター、2 つ目として、青森市立泉川小学校平成 29 年度卒業生一同様から折り畳みチェア及び折り畳みチェア用 2 段平積み台車、3 つ目として、青森市立筒井中学校創立 70 周年記念事業実行委員会様からクラリネット及びチューバ、4 つ目として、青森市立筒井中学校平成 29 年度卒業生一同様から校歌額、5 つ目として、平成 29 年度三内西小学校卒業生様から会議テーブル用台車、6 つ目として、平成 29 年度青森市立浪打中学校 P T A 様から気化式加湿器、そして、7 つ目として、社団法人慈恵会様から児童図書

の寄贈申し出がそれぞれあり、受領いたしました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 2 「第三セクターの経営評価等について」事務局から説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の経営評価等の概要について御報告いたします。

資料 1 「経営状況基本シート」をごらんください。

1 ページから 4 ページまでの法人の概要及び組織等の状況、5 ページから 7 ページまでのマネジメントの状況につきましては、役員名簿、職員数に、昨年度に比べ若干変更がありますが、基本的に昨年度と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、財務状況について御報告いたします。

8 ページをごらんください。

まず、①の経営成績の概要ですが、平成 28 年度の「経常収益（A）」につきましては、興行における入場料収入の増加に伴うその他事業収益の増はありましたが、市補助金の減少により、前年度と比較し 97 万 9000 円減の 3 億 9207 万 2000 円となっております。また、「経常費用（B）」は、定年退職を迎えた職員への退職金の増や単価の変動に伴う光熱水費の増などにより、前年度と比較し 1195 万 1000 円増の 3 億 9894 万 5000 円となり、結果、表下段の太枠で囲んでおります当期純利益は 666 万 4000 円の赤字を計上しております。

次に、9 ページの「③財政状態の概要」であります。下の「正味財産の部」のうち「一般正味財産」、いわゆる累積損益につきましては 666 万 4000 円減の 9559 万 3000 円を計上しております。

10 ページの本市の財政的関与等の状況につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、11 ページをごらんください。

経営状況に関する指標であります。比率が高いほど経営や財務体質が健全であるとされる経常比率や自己資本比率につきましては、先ほど御説明したとおり、平成 28 年度が赤字に転じたため、経常比率が 100%を下回り 98.3%となりましたが、自己資本比率は 72.3%と、同水準で推移しています。

12 ページ以降は、コンサート等の主要事業の実績が記載されておりますので、後ほどごらんください。

以上が、経営状況基本情報シートの中身となっております。

続きまして、経営評価の結果について御報告いたします。

資料2「経営評価シート」につきましては、資料3に評価結果と対応をまとめておりますので、説明を割愛させていただきます。

資料3をごらんください。

所管部局による2次評価において、「改善の余地あり」または「大いに改善を要する」とした項目とその理由について御説明いたします。

こちらは、「改善の余地あり」だけでありましたが、「改善の余地あり」とした財務の健全性については、942万1000円の赤字見込み——財務計画で見込みを立てておりましたが、これに対し、666万4000円の赤字と、赤字幅は圧縮されているものの、市補助金の減少等により、当期損益が赤字に転じたためであります。

また、自立性については、市からの収入割合が前年度と比較して低下しており、その要因の一つが市の補助金カットによるものでありますことから、引き続き自主財源の確保が求められるためであります。

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の対応といたしましては、市の経営評価指針に基づき経営戦略プランを策定しておりますが、改善を要する項目への対応として、当該経営戦略プランに掲げる文化・スポーツ事業を柱とした自主財源の確保により、独立した経営体としての経営基盤の強化を図るという方針に基づき、①から④の取り組みを掲げております。

平成29年度につきましては、経営戦略プランに基づき計画どおりに進めており、平成30年度以降の対応といたしましては、経営戦略プランに基づく取り組みに加え、平成29年度までとしておりました職員給与の定期昇給停止を平成30年度も継続することとしております。

市といたしましては、同団体が平成30年度から引き続き指定管理者となることが決まったものの、自立性の強化が求められていることから、本指定管理期間中に財務状況等の改善が図られるよう、経営戦略プランに基づく自主財源の確保に向けた取り組みのみならず、さらなる取り組みの検討・実行について指導等を行ってまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告3「青森市民ホールネーミングライツについて」事務局から説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

青森市民ホールネーミングライツについて御報告申し上げます。

配付資料をごらんください。

青森市民ホールのネーミングライツにつきましては、平成26年10月1日より導入しているところでありますが、平成30年3月31日をもって現契約が満了いたします。

これに伴い、優先交渉権のある現スポンサーの株式会社リンクモア様から継続の意向があったため、外部の学識経験者から優先交渉権者の経営状況について意見聴取を行い、副市長及び関係部局の長で構成する命名権者選定会議の開催を経て、株式会社リンクモア様

が命名権者に選定されたところであります。

主な契約内容は、契約期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年 6 か月、ネーミングライツ料を年額 216 万円、総額 756 万円とし、去る 3 月 26 日に契約を締結いたしました。

また、施設の愛称につきましては、引き続き「リンクモア平安閣市民ホール」に決定いたしました。

今後、市ホームページ等により、本年 4 月 1 日以降の愛称継続及び契約内容について、周知していくこととしております。

なお、これらのネーミングライツ料につきましては、市民による文化芸術振興に資する活動の推進を図るための事業に、引き続き活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 4 「青森市沖館市民センターの優良公民館表彰受賞について」事務局から説明をお願いします。

○中央市民センター館長

青森市沖館市民センターの優良公民館表彰受賞について御報告いたします。

お手元に配付しております資料をごらんください。

文部科学省では、公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められるものを優良公民館として表彰しております。

このたび、沖館市民センターが日ごろから実施している、多様な市民ニーズにバランスよく対応した講座の開催に加え、沖館地区の地理的背景や住民の高齢化等の現状を踏まえ、地域課題として防災を重要課題と設定し取り組んだ沖館地域合同防災訓練が、地域住民の防災意識の高揚と知識の習得に大きく貢献していることが評価され、去る 3 月 8 日に文部科学省内で開催されました第 70 回優良公民館表彰を受賞したものであります。

なお、今回の受賞は、本市にとりましては 4 館目となります。

今後におきましても、市民センターが地域づくりや学習活動の拠点施設として、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動に寄与するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 5 「青森市就学援助制度の改正について」事務局から説明をお願いします。

○学務課長

青森市就学援助制度の改正について御説明いたします。

就学援助につきましては、保護者の負担軽減を目的とし、学用品費、体育実技用具費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、通学費を就学援助認定者に支給しているところであります。

そのうち、新入学学用品費につきましては、平成 29 年第 2 回市議会定例会における請

願等を踏まえ、支給単価の増額及び小学校入学前支給の実施に向け、これまで関係部局と協議を行ってまいりました。

その結果、支給単価の増額につきましては、平成 30 年度以降の新入学児童生徒を対象に、現行単価の倍額程度となる、小学校は 4 万 600 円、中学校は 4 万 7400 円を支給することとし、これまで未実施となっていた小学校入学前支給につきましては、平成 31 年度以降の新入学児童を対象に、平成 31 年 3 月に実施することとしております。

また、限りある財源を踏まえ、来年度より就学援助制度の認定基準を変更することとし、具体的には、認定基準に用いる生活保護基準を、これまで用いていた平成 25 年 4 月の生活保護基準から現行の生活保護基準へ変更し、係数を引き上げた新たな認定基準を設定することとしており、4 月 1 日付で青森市児童生徒就学援助要綱を改正することとしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○斎藤委員

就学援助制度がいろいろと充実してきているのはすばらしいことだと思うんですが、青森市は、生活保護を受給している方がたくさんいらっしゃいますので、例えば、PTAの皆様方の御協力により、使用済みのいろいろな備品を再度使うことができるようにするとか、いろいろな生活環境の人が同じような条件で、同じような教育を受けられるようになってほしいと心から願っております。

今後においても、引き続きいろいろと取り組んでいただきたいと思います。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんから御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 6 「いじめ防止等対策について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめ防止等対策について、2 月 9 日開催の第 2 回定例会後の動きを合わせながら御報告いたします。

配付資料をごらんください。

初めに、青森市いじめ防止対策審議会について御説明いたします。

去る 3 月 8 日、第 5 回青森市いじめ防止対策審議会を開催し、聞き取り調査や今後のスケジュール等について確認いたしました。

今後におきましては、3 月 31 日に東京都内において、第 6 回青森市いじめ防止対策審議会を開催することとしております。

次に、去る 3 月 22 日に開催した平成 29 年度第 4 回生徒指導に係る連絡会及び第 3 回いじめ防止推進教師連絡会について御説明いたします。

まず、生徒指導に係る連絡会では、校長やいじめ防止推進教師を対象に、今年度のいじめの状況について説明したほか、学年末・学年始休業前後の児童生徒の心身の健康観察に係る取り組みの説明、年度初めにおける生徒指導校内研修の実施と研修用資料等についての説明を行いました。

また、いじめ防止推進教師連絡会では、SNS を活用した教育相談体制についての説明や、今年度作成した「いじめのない学校・学級づくり」アイデア集の配布と活用についての説明しました。

次に、平成 29 年度 2 月末現在の「フレンドリーダイヤル 743—3600」を初め、教育委員会に寄せられた相談件数について御説明いたします。

平成 29 年 4 月から平成 30 年 2 月末までの総相談件数については 463 件となっており、そのうち、いじめに関することは 20 件となっております。

また、2 月末までの総相談件数のうち、中学生からの相談件数については 26 件となっており、その相談方法といたしましては、電話相談が 10 件で 38%、メール相談が 3 件で 12%、SNS 相談が 13 件で 50%となっております。

なお、SNS による相談については、本年 1 月 13 日から、約 1 カ月半の試行期間でありながらも、他の相談方法と比べて高い割合を示しておりますことから、中学生にとって最も利用しやすい相談手段であると捉えております。

来年度、教育委員会では、SNS を利用した教育相談の対象を、現在の中学校 3 校から市内全ての中学校に広げて実施することを計画しており、より一層充実した教育相談体制の構築に向けた検証を進めてまいります。

次に、月例報告に基づくいじめの認知件数について御報告いたします。

平成 30 年 2 月の認知件数は、小学校 83 件、中学校 26 件、小・中学校合わせて 109 件となっております。平成 29 年 4 月から平成 30 年 2 月までのいじめの認知件数の累計は 1310 件となっており、昨年度の 1663 件より 353 件減少しております。

いじめ防止対策については、今後におきましても、随時、成果と課題を検証しながら、より実効的な取り組みになるよう改善に努めてまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○池田委員

平成 30 年度から、中学生を対象とした SNS での相談を全中学校に広げるということですので、相談が多く寄せられる時間帯については、相談員の増員をよろしく願いしたいと思います。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんから御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○成田教育長

なければ、先ほど非公開の会議とした、議案第 20 号の審議に入りたいと思います。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 20 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」)

—— 原案のとおり承認 ——

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成 30 年第 3 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 30 年 3 月 28 日開催の平成 30 年第 3 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 30 年 4 月 18 日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 30 年 4 月 18 日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 斎 藤 誠 子